

平成27年度毒物劇物取扱者試験案内

- 1 試験の日時
平成27年11月15日(日)
午前10時から正午まで(午前9時30分までに集合すること。)
- 2 試験の場所
山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062番地
- 3 試験の種別
試験の種別により、扱える毒物及び劇物が限定されます。
 - (1) **一般毒物劇物取扱者試験**(毒物及び劇物の全品目について)
製造業・輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
 - (2) **農業用品目毒物劇物取扱者試験**[毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)の別表第1に掲げる毒物及び劇物]
輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
 - (3) **特定品目毒物劇物取扱者試験**(施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。)
輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。

※上記(2)、(3)の合格者は製造業の毒物劇物取扱責任者になることができません。
- 4 試験科目
 - (1) 毒物及び劇物に関する法規
 - (2) 基礎化学
 - (3) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他の取扱方法
 - (4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 5 受験資格
 - (1) 特に制限はない。ただし、次に掲げる者は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律303号)に基づく毒物劇物取扱責任者になることができない。
 - ア 18歳未満の者
 - イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - (2) 次に該当する者は受験する必要はありません。
 - ア 薬剤師
 - イ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

- 6 受験願書の受付期間
平成27年9月1日(火)～平成27年9月25日(金)
ただし、郵送の場合は、平成27年9月25日(金)までの消印のあるものは、有効とします。
受験票の発送は10月下旬頃を予定しています。
- 7 受験手続き
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書…………… **正本1部、副本(正本をコピーしたもの)1部**
(県外にお住まいの方は、山口県健康福祉部薬務課へ正本1部のみ提出)
(記入については、「記入上の注意」を参照してください。)
 - イ 写真票(縦4cm、横3cmとし、出願前6ヵ月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの。写真票に貼付すること。)…………… 1部
 - ウ 電算入力票…………… 1部

※ 願書受付後の「試験の種類」の変更はできません。
 - (2) 受験手数料
11,610円の**山口県収入証紙**を受験願書の所定の欄にはってください。この収入証紙には消印しないこと。
なお、県外居住者で、山口県収入証紙が入手できない場合は、**受験願書等の提出書類とともに、11,610円分の郵便為替(普通為替証書)を簡易書留**で送付すること。(為替には何も書かないで下さい。郵便為替は受験願書等に貼り付けないで下さい。)
※ 願書受付後の受験料の返金はできません。
 - (3) 提出場所
 - ア 県内にお住まいの方
最寄りの健康福祉センター(山口健康福祉センター防府支所は除く)又は下関市立下関保健所保健医療課

※ 県内にお住まいの方が山口県健康福祉部薬務課に提出されても、受理していません。

 - イ 県外にお住まいの方
山口県健康福祉部薬務課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)
(TEL083-933-3018)
郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きしてください。
 - (4) 受験票
受験願書が受理されると、後日受験票が交付されます。(10月下旬頃の発送を予定しています。)試験日の10日前になっても受験票が届かない場合は、山口県健康福祉部薬務課(TEL083-933-3018)へ問い合わせください。

8 合格発表等

(1) 合格発表

平成27年12月9日(水)午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。また、山口県健康福祉部薬務課のホームページ (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/index/>) の「平成27年度毒物劇物取扱者試験の合格発表」においても合格者の受験番号を掲示します。

なお、合格証は、受験願書を提出した健康福祉センター又は下関市立下関保健所において12月9日(水)午前10時から交付を行います。また、県外にお住まいの方で受験願書を薬務課に提出された方は郵送で交付します。

(2) 試験の得点の開示

○開示期間 平成27年12月9日(水)～平成28年1月8日(金)
(土・日・祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、12月9日は午前10時から。

○開示場所 山口県健康福祉部薬務課

受験票又は運転免許証、旅券等本人であることを証明できる書面を持参の上、その旨を申し出てください。(受験者本人にのみ得点を開示します。)

9 その他

(1) 受験願書等の請求先は、各健康福祉センター、下関市立下関保健所保健医療課又は山口県健康福祉部薬務課です。また、**薬務課のホームページ** (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/index/>) の「平成27年度毒物劇物取扱者試験について」からダウンロードもできます。

※ 山口健康福祉センター防府支所(防府市駅南町13-40)の窓口において、受験願書の配布のみ行っています。(郵便による受験願書の請求、受験願書の受付及び試験に関する問い合わせ等には、対応していません。)

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒[角2型(又は、縦33cm以上、横24cm以上のもの)]に下記の料金表を参考に、希望される配付部数に応じた切手をはったものを同封の上、請求してください。

請求部数	願書配付郵便料金
1部	120円
2～3部	140円
4～5部	205円
6部以上	請求先に御相談下さい

(2) 試験についての問い合わせ先

県外在住の方	山口県健康福祉部薬務課	083-933-3018
県内在住の方 (お近くの問い合わせ先にご確認ください。)	岩国健康福祉センター	0827-29-1526
	柳井健康福祉センター	0820-22-3631
	周南健康福祉センター	0834-33-6427
	山口健康福祉センター	083-934-2534
	宇部健康福祉センター	0836-31-3200
	長門健康福祉センター	0837-22-2811
	萩健康福祉センター	0838-25-2666
	下関市立下関保健所保健医療課	083-231-1711

10 試験会場への交通

- 山口宇部空港から約25km
- 中国自動車道小郡ICから約13km
- 山陽自動車道山口南ICから約5km
- JR山陽本線四辻駅から約3km

